○佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局組織規則

平成26年10月１日規則第１号
改正
令和３年３月15日規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局設置条例（平成26年佐久市・北佐久郡環境施設組合条例第４号）第２条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第171条の規定に基づき、佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）の組合長及び会計管理者の権限に属する事務を処理するため、事務局の組織、事務分掌、職制等について定めるものとする。

（係の設置及び事務分掌）

第２条　事務局に、次の表の左欄に掲げる係を置き、同表の右欄に掲げる事務を分掌するものとする。

係名	分掌事務
総務係	１　庶務に関すること。 ２　組合議会に関すること。 ３　公印に関すること。 ４　監査委員に関すること。 ５　文書の収受及び発送に関すること。 ６　規約、条例、規則等の制定及び改廃に関すること。 ７　予算の編成及び執行管理に関すること。 ８　財産の取得、管理及び処分に関すること。 ９　職員の人事、給与、共済、研修及び福利厚生に関すること。 10　施設の維持、管理及び運営に関すること。 11　その他組合長の権限に属する事務に関すること。

（職及び職務）

第３条　事務局に事務局長、係長、主任、主事、技師及びその他の職員を置くことができる。

２　事務局長は、組合長及び副組合長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

３　係長は、上司の命を受けて分掌事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

４　主任、主事、技師及びその他の職員は、上司の命を受けて業務に従事する。

（出納員及びその他の会計職員）

第４条　会計管理者の事務を補助させるため、出納員並びにその他の会計職員として、分任出納員、現金取扱員及び物品取扱員を置く。

２　出納員は事務局長の職にある者をもって充て、その分掌する事務は次のとおりとする。

（１）　現金の出納及び保管に関すること。

（２）　小切手の振出しに関すること。

（３）　有価証券の出納及び保管に関すること。

（４）　物品の出納及び保管に関すること。

（５）　財産の記録管理に関すること。

（６） 支出負担行為の確認に関すること。
（７） 決算の調製に関すること。
３　分任出納員は総務係の職にある者をもって充て、出納員の事務を補助する。
４　現金取扱員及び物品取扱員は、出納員が必要に応じ職員のうちから指定する者をもって充てる。
（臨時の職）
第５条　臨時の職については、必要の都度別に定める。
（補則）
第６条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。